平成２２年（フ）第８１１４号
東京都大田区南六郷２丁目35―２―333
債務者　箕輪麻衣子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１５号
神奈川県川崎市麻生区百合丘３丁目27―３―203
債務者　松村　勝利
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１６号
東京都足立区舎人６丁目９―18―706
債務者　清田　昌美（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１２０号
東京都江戸川区平井１丁目24―15―201
債務者　鶴山　秀司
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１２１号
東京都板橋区大和町13―16―303
債務者　鈴木　正志
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１２５号
東京都大田区大森西４丁目７―22―107
債務者　尾形　　舞（旧姓光田）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１２６号
東京都品川区東品川３丁目25―20―302
債務者　田子　博美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１２７号
東京都渋谷区笹塚２丁目22―２―503
債務者　松本　美香
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１３２号
東京都新宿区高田馬場３丁目21―12―103
債務者　池田　朝枝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１３５号
東京都墨田区八広６丁目44―10―404
債務者　林　　良明
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１３６号
東京都墨田区八広６丁目44―10―404
債務者　高鹿栄美子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１４２号
東京都町田市木曽東４丁目14―イ23―107号
債務者　広谷　彰一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１４５号
東京都日野市平山４丁目20―１―６―306
債務者　並木　喜美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１４８号
東京都足立区大谷田１丁目６―３―301
債務者　寺谷眞知子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１４９号
東京都品川区八潮５丁目８―42―801
債務者　三井幸子こと　呂　　粉玉
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１５２号
埼玉県飯能市大字虎秀557―１
債務者　吉田　江利（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部